

## 平成28年第4回定例会議事日程（第2号）

平成28年12月8日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第66号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

平成28年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成28年12月 8 日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月 8 日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明  
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦  
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子  
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋  
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きますが、その前にお願いがございます。携帯電話等の電源を切るか、マナーモードにしておいてください。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について御説明いたします。

平成28年4月に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、改正後の法第8条第1項において、農業委員については議会の同意を得て市町村長が任命することが規定されており、同条第2項ではその定数を条例で定めることとされています。

また同法第17条においては、農地等の利用の最適化推進のため、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱すること、また第18条第2項ではその定数を条例で定めることとされていますことから、農業委員及び推進委員の定数について定める条例を新規制定し、吉富町農業委員会の委員定数条例（昭和35年条例第40号）を廃止するものであります。

なお、推進委員の身分は同法第18条第1項の規定により非常勤の委員となり、その報酬及び費用弁償については条例で定める必要があり、さらに報酬については農業委員、推進委員ともに基本給に加え、能率給を支給することが国の方針として示されており、そのような旨についても明文化し規定する必要があることから、附則において特別職の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものであります。

それでは、条を追って説明いたします。

（趣旨）第1条、この条例は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下

「法」という。)の規定に基づき、吉富町農業委員会の委員、(以下「農業委員」という。)及び吉富町農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について定めるものとする。

(農業委員の定数)第2条、法第8条第2項の規定による農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)第3条、法第18条第2項の規定による推進委員の定数は、2人とする。

附則としまして、(施行期日)第1項、この条例は、公布の日から施行する。

(吉富町農業委員会の委員定数条例の廃止)第2項、吉富町農業委員会の委員定数条例(昭和35年条例第40号)は、廃止する。

(特別職の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)第3項、特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の一部を次のように改正する。

資料ナンバー1ページの新旧対照表をごらんください。

別表(第1条関係)中、4ページ、番号58、その他非常勤特別職の項を59の項とし、2ページの16の項から57の項までを1項ずつ繰り下げるものであります。

議案の3ページにお戻りください。

農業委員会会長、副会長並びに委員の基本給に加え、能率給を予算の範囲以内で町長が定める額を加えるものであります。また、新たに設けた農地利用最適化推進委員につきましても、基本給は農業委員と同額の7万3,000円とし、同じく能率給を予算の範囲内で町長が定める額とするものであります。

(経過措置)としまして、第4項、この条例の施行の際現に在任する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定に基づき、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上、説明を終わります。よろしく御審議、御議決方、お願いいたします。

○議長(若山 征洋君) 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願います。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手をして「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願います。

本案に対して御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） では質問いたします。この農地利用最適化推進委員という実際の業務内容はどういうものなのか、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 赤尾課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

まず農地利用最適化推進委員の業務につきましては、現在、荒廃農地、遊休農地が年々増加しております。そういった遊休農地の発生を防止、それから解消、それから担い手への農地集積を主な業務とし、現場での活動が主たる業務となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 農業委員の会長、副会長、委員、基本給がありますが、能率給、これはどのような感じでその能率給という基準というか、査定があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 能率給につきましては、先ほど申し上げましたように、遊休農地の発生防止、それから解消、それから担い手への農地の集積等につきまして町が一定の目標面積を定めます。その定めた目標面積に対して、どのくらいの遊休農地が解消されたか、また担い手への農地が集積されたかによってその割合によって加算をするという仕組みになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうすると、基本給プラスその能率給という計算方法でよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今度のこの条例の制定が、法改正に基づくものというふうに聞いてます。それで法律が、じゃどのように変わったのかについて、私が認識している主なことを言いますので、それで正しいかどうか教えていただきたいと思います。

法改正前の農業委員会は、その目的を農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するというふうに定めておりましたが、今回の改正でこの「農民の地位の向上」というのが削除されている、これが1点です。

それから、農業委員の多数が原則的に農民の直接選挙で選ばれ、その業務の一つに意見の公表、権利を規定するなど、農民の代表という性格を持っていました。ところが今回の法改正は、この選挙の部分全て農業委員の選出方法を公選制から首長による任命制に変えています。そして意見

の公表、権利を業務から外しています。これが2点、3点目ですね。

それと新たに、今議論になってました農地利用最適化推進委員の制度が導入されましたが、この今述べられた業務はこれまで農業委員が担ってきたものです。これを切り離すことによって農業委員の定数の削減がされているというふうに認識しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず農業委員さんの地位という部分につきましては、明文化されておきませんが、当然、農業委員の業務としましては農業者の地位というのは保証するという業務については当然しなきゃならないというふうに思っております。それから公選制、これはもう農業委員会の法律によって公選制から公募に変わった関係で条例の改正をするわけですが、農業委員と農地利用最適化推進委員の業務の違いといいますのは、農業委員は大きく言いますと許認可、それから農地利用最適化委員につきましては、先ほど横川議員からの質問がありましたように、現場活動が主となります。ただし、農地利用最適化推進委員につきましても農業委員会の中で意見を述べることはできますし、その農業委員が定めたものにつきましてそれに沿った活動をしなければならないというふうにならされております。名称は違いますが、今までと同様に農地の保全、それから担い手の農地の集積等の業務については、同様な仕事だというふうに私たちは認識しております。

農業委員の定数ですね。現在、公選で10名、それから各種団体からの推薦が3名、議会の推薦が4名の17名ですが、今回の改正では本町の農業委員は14名となります。これは国が定めた本町の農地面積から上限が14名というふうにならされておりますので、最大の14名を農業委員として定めるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 法改正の部分については、もう国会で議論されてて今課長が述べられたことが国会の場で答弁されたということも聞いております。ちょっとひとつ確かめたいのは、農地利用最適化推進委員の業務ですね。これは現場と話し合うというか、分けられてるんですけども、これは今までは農業委員が私は一緒に担ってきたものというふうに理解してるんですけど、それは今まではどうだったかということと、もう1点、先ほどの能率給の中のこの予算の範囲内の予算というのはどういったものを指すんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在までの農業委員の業務につきましては、農地の保全、農地の集積化、それから権利移譲の許認可、農地転用の許認可というのは業務でした。先ほど申し上げ

げましたように、新たな農業委員は許認可が主となります。ただ許認可をするにしても、現状の農地の状況を把握しなければその審議はできませんので、当然、現場活動っていうのは必要になります。農地利用最適化推進委員についても、農地転用に当たってはその担当地区の農地の状況、それから周辺の状況の意見を述べなければなりませんので、現在の農業委員の業務と余り変わりはないのではないかというふうには思っております。

それから能率給ですが、能率給につきましては、今、国がまだ能率給の明確な1人当たりの単価というのが示されておられません。まず能率給を算定する上での本町の目標面積というのがございます。遊休農地につきましては、算定式によると1年間の目標面積が約0.2ヘクタールで、担い手への農地の集積化面積の目標面積が16.6ヘクタールとなります。現状の27年度から28年度までの解消率、また増加率を見ますと、遊休農地につきましては農業委員の皆さん方が活動していただければ能率給の交付を受けることはできるのではないかというふうには思っております。ただ、担い手への農地集積につきましては、先ほど言いましたように、16.6ヘクタールというのが目標面積となりますが、昨年27年度から28年度までの増加率が約3ヘクタールで、加算をする上での最低の基準が達成率というんですが、それ40%ですが、計算ですると40%以下ですので、担い手への農地の集積化の部分については能率給は交付を受けることはできないのではないかというふうには現状では思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員3回目ですけど、さっきの予算の件はよかったのかな。予算を何とかとか。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 申しわけありません。

予算の範囲内といいますのは、農地最適化交付金の実施計画を作成します。その実施計画に基づいて活動して最終的にどの程度の実績があったかによって、国から配分されるわけですが、国全体の農地利用最適化交付金の予算が20億円です。20億円の予算の範囲内で国から交付されますので、本町の実績が到達しておれば満額来る場合もあれば、予算の範囲内で減額される場合もございますので、ただその単価がまだ国から示されておられませんので、今の現在は全く不透明な状況です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の聞き違いかもしれないんですけど、いわゆるその農地利用最適化推進委員と農業委員の仕事がそう変わらないものであるならば、何で分けるのかなと思うんですね。分けることによって農業委員の数が減れば、農民の声を代表する委員の数が少なくなる、デメリットのほうが多いと思うんですけども、その辺どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在までの農業委員につきましては、当然、農地の最適な利用についての業務がありますが、より農地を有効に利用させるためにその専門の職として農地利用最適化推進委員を設けたわけであります。何度も言いますが、農業委員についても当然農地の利用の最適化については、業務としてありますので、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって本町の農地の有効利用に活動していただくということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今皆さんの質問を聞きながら、何点か聞きたいことができたので、ちょっとお聞きします。

その能率給については、まだ国のちょっと予算の関係があるという話なんで、ちょっと実際の範囲がわからないようですが、まずこの基本給の形なんですけど、これ基本給、うちは今回、農利推進委員さんが7万3,000円、これ多分農業委員の各委員さんとの整合性で形でこういう金額になってると思うんですが、まずこの近隣市町村と比べ比較して我が町のこの農業委員さんやこの推進委員さんのこの金額基本給というものがどうなのかというのが、まず1点。

先ほど吉富町は農地の面積からいうと、人数が14人になるというふうなことをお聞きしました。では吉富町では農地面積が幾らなのかというのが、まず2点目。

3点目。今回のこの改正、これ議会推薦とかいろいろな各団体からの推薦がなくなって、多分、首長からの任命制の一本化になるんだと思います。ちょっとその辺のことを確認したいことが、まず1点。

とりあえず、その3つでいきましょう。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず能率給につきましては、近隣の市町村に比べると若干低いというふうに思っております。それは農地面積が近隣の市町村に比べて少ないという部分があるからではないかというふうに思っております。

それから農地の面積ですが、現在農地の面積は田畑入れて195ヘクタール前後の農地がございます。

それから農業委員の選任ですが、まず農業委員はどういった方を選出、選任するかというところですが、まず公募とする部分と、認定農業者を農業委員の過半数を農業委員とするというふうに定められております。また、農業に利害関係のない方を農業委員として選任するともうたわれております。まずそれと、年齢も幅広く、また女性の農業委員も任用するようというふうにもいわれております。あくまでも公募です。ただ、団体からの推薦も当然ありますので、今現在あ



る土地改良区、生産組合長会等からの推薦もあろうかと思えますし、農業の利害関係のない方からも農業委員として応募する方もおるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますが、いずれにしても議会の同意を得て首長が選任するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のお話聞くうちにいろいろ聞きたいことが出てきましたんですが、能率給ちゅうの初めて聞いたんですが、前もあつたのかちゅうことですね。それで、うちではそういう実際の業務に当たった数でそれによって、その国からの許認可で交付措置されるというお話聞きました。耕作面積の狭いところですので、そういうことは少ないのかなと思うんですが、ちょっと確認ですが、門外のことでちょっとよくわからなかったんですが、その農地委員とか、それとか農地、農業（「利用最適化推進委員」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、それじゃなくて農地を外すちゅうそういうところありますよね。（発言する者あり）農振地区を外すという行為をよく聞くんですが、そうじゃなくてこの場合は、農地が遊休地になって有効な農業収入として働いてないと、それを何とか農地を外すんじゃないくて、耕作面積として実際に使うような何かアクションを起こすちゅうか、指導するとかいうようなことを狙つとんでしょうか。そこんとこ、ちょっと今、私が気になること、素人であれなんで、わかりやすく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず能率給ですが、能率給につきましては今回の法改正で新たに入れられたものです。

それから農業委員の、先ほど言いよつた農地に関しては、許認可、要は農地転用、それから権利の移動とか、そういった業務もありますが、農地の利用の最適化というのは今回の法改正ではなく以前から農地を有効に使おうということで、農業委員の業務の一つとして一番大きな業務であります。それは引き続き農業委員、それから農地利用最適化推進委員につきましても主たる業務としてやっていただく。ただ大まかに分けますと、許認可を農業委員、それから農地の有効利用最適化の推進が最適化推進委員の業務となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。梅津議員。ちゃんと声を出して手を挙げてください。

○議員（4番 梅津 義信君） 今度の、今審議しているのは、国の法改正で町の農業委員会のあれが変わることなんですけど、もし万が一、私どもこの議会が国の法改正けしからんと、農民の声を聞いてないじゃないかというような判断を下した場合、17名が14名になるのについて広く聞くことができないんじゃないかということで、そういう意見が占めた場合、この農業委員法律が上位の法律で国の交付をもらって委員会形成しているわけですけども、そもそもそういうこ

とはちょっとピントが外れてるんかわからんですけど、私が聞きたいのは、そもそもこの国の上位の法改正に基づいて行う吉富町の農業委員会のこの改正ですよね。そもそもそういうことはできるのでしょうか、できないのでしょうか。（「ん」と呼ぶ者あり）

もう1回言います。この国を法改正自体を認めない、そのことに準じないということができるのか、できないのか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回、条例案を提案させていただきました。今回、この条例を議決いただくわけですが、それは議員の皆さんの御判断にお任せいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 御判断ちゃ、その私が聞きたいのは、国の法律の改正に基づいて行うこの今提案されたことに対して、そもそも審議し、それをつまびろく慎重審議することは非常に有意義でかつまたしなければならぬんですけども、そもそもこのことを否定するということが末端の農業委員会を形成するこの町において、言ってること意味わかりませんか。（発言する者あり） 暫時休憩、では。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

35分に再開予定です。

午前10時29分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほど質問した内容については、担当課に具体的な説明を受けるので、それで結構です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御質問に対して適切な回答ができなくて申しわけございません。その辺は調べて、後ほど御説明いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、今回のこの農業委員会の改革という中で、先ほどもちょっと課長が述べられてましたが、中立な立場で公正な判断をできる者を今回1名以上入れるということと、あと女性とかを、青年を積極的に登用すると、ただこれは一応公選制、公募制という

前提ではあるんですが、どのような方をこう選択、もちろんこういう法改正が出た以上は何らかの形でこういう方が入れたほうがいいんじゃないかなという多分あれはあると思うんです。だからどういう方を選ばれようとしているのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず利害関係のない方で申しますと、対象となるのが弁護士、司法書士等になります。まだ現在そういった利害関係のない方っていうのはどういう方ということまでの段階ではございませんが、あと女性農業委員の登用につきましては、現在、認定農業者で女性の方がお一人おられます。また認定農業者の御家族の中で農業を一生懸命されてる方もおられますし、あと年齢も昨年新規就農された方がおられます。いずれ認定農業者を目指して、現在、農業経営を励んでおります。またそういった方に農業委員としてなっただけであればというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 農業委員会の重要さ、よくわかりました。今まで現場のことも含めて許認可業務をしてたんだという、審議をしてたんだということでした。それで多分会議の会議録があると思うんで、それを示すことはできますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今の会議録というのは農業委員会の会議録、「（「そうです」と呼ぶ者あり）はい。農業委員会の会議録につきましては、町のホームページで公表しておりますし、農業委員会のほうで閲覧もすることができますので、はい。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第3. 議案第66号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

## いて

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第66号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、議案第66号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の一部改正は、議案第65号で御説明しましたと同様に、平成28年4月に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、その法の改正に伴い、本町の条例においてもこれらの号を引用した規定があり、改正に伴う号ずれが生じたことから所要の改正を行い、法律との整合を図るため証人等の実費弁償（昭和32年条例第54号）の一部を改正するものであります。

今回の一部改正は、第1条及び第2条第8号中、「第29条」を「第35条第4項」に改めるものであります。

資料ナンバー1の5ページを御参照ください。

新旧対照表の下線部分が今回改正を行うものであります。

議案5ページにお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしく御審議、御議決方、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、法改正による条文の条の変更並びに追記ということをお聞きしました。法改正による以外の町独自の改正部分があれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみにこの証人等の実費弁償というもの、これを近年使われたことがあるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのような実費弁償を支給したという実績は過去ないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑や質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

地方税法の改正による個人町民税及び法人町民税の延滞金の算定の見直しを行うため及び外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正による特例適用利子と特例適用配当等の町民税の課税の特例等を行うため、吉富町税条例の一部を改正するものでございます。

議案書、7ページをお願いします。

吉富町税条例の一部を改正する条例を記載をしております。

なお、この一部改正は地方税法等に準じた改正となっております。

吉富町税条例（昭和43年条例第107号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料ナンバー1の吉富町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の6ページをお願いします。

6ページ、18条の3につきましては語句の訂正でございます。

同じく6ページから18ページまでは、町民税の延滞金の除算期間で修正申告の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る町民税について期限内申告書または期限後申告書が提出されて、かつ当該期間内申告書または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により、納付すべき税額に達するまで部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。

では、6ページの19条につきましては、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金で、これが7ページ、8ページまで続いていきます。

8ページは第43条で、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収で、9ページ、10ページまで続きます。

11ページ、第48条、法人町民税の申告納付で、12ページ、13ページまでこれが続いていきます。

13ページで、第50条で法人町民税等に係る不足税額の納付の手続きで、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページで、17ページ、18ページについては文言の訂正でございます。

同じく18ページで、附則、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、附則第20条の3の次に第20条の4の1条を加えるもので、これが19ページから23ページにかけて記載をしております。

まず、内容の説明をします。

日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体、台湾所在の投資事業組合等を通じて、当該投資事業組合の構成員である日本国内居住者が日本の国内源泉所得となる利子所得及び配当所得を得た場合について、源泉徴収義務を解除し、そのかわりに申告による分離課税を行うこととするものでございます。

これが今言った19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページにかけて記載をしております。

23ページから29ページまでにつきましては、20条の4項を新設したことにより、条ずれの改正等をしたものでございます。

議案書に戻ります。議案書の14ページをお願いします。

附則、（施行期日）第1条、この条例は平成29年1月1日から施行する。（経過措置）第2条、この条例による改正後の吉富町税条例（以下、「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2項以後は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 税務課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、法改正による改正等をいろいろお聞きしました。条ずれ変更だとか、一部文言訂正というのがあるようですが、それら、そういう大きな趣旨とは違い、法の改正と違う町独自の改正部分があるなら教えてください。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案書の15ページをお願いします。

議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

所得税法等の一部改正により、町民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総

所得については、この特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得に含めるため、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

では、議案書の16ページをお願いします。

吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しております。

吉富町国民健康保険税条例（昭和49年条例第15号）の一部を次のように改正をする。

附則第16項を附則第18項とし、附則第13項から附則第15項までを2項ずつ繰り下げ、附則第12項の次に次の2項を加える。

13項、（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）、14項は、（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）です。

内容の説明をいたします。

先ほど税条例のほうでも説明しましたが、日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体、台湾所在の投資事業組合等を通じて、当該投資事業組合の構成員である日本国内居住者が、日本の国内源泉所得となる利子所得及び配当所得を得た場合について、源泉徴収義務を解除し、そのかわりに申告による分離課税を行うこととするものですが、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる所得については、総所得に含めるものでございます。

こういったことを16ページ、17ページに記載をしております。

では、17ページに移ります。

附則、（施行期日）第1項、この条例は、平成29年1月1日から適用する。（適用区分）2項、この条例による改正後の吉富町国民健康保険税条例附則第13項及び14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項の規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

なお、資料ナンバー1の30ページと31ページに吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけております。御参考にしていただければと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（若山 征洋君） これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらも法改正による条例の変更だとお聞きしました。こちらも町独自の部分の変更があればお願いします。



○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） ございませぬ。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから、ページを追つて、質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ。6ページ、第2表繰越明許費。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表繰越明許費、この繰り越す理由と内容の今後のスケジュールについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

第2表繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、吉富町役場庁舎増改築事業2億3,125万円でございます。

建築工事の工期を1年間程度確保したいと思ひますので、この第6号補正予算書に計上いたしております役場庁舎増改築工事費2億2,200万円、増改築に伴う設備、移設工事費75万円、工事監理業務委託料790万円、実施設計意図伝達業務委託料60万円の計2億3,125万円の全額を平成29年度に明許繰り越しをお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございます。

補正予算書の議決をいただきましたら、議決をいただいた以上は1日でも早く工事に着工したいというふうと思つております。

入札は建築確認の許可が下り次第、執行をできるよう、今、準備を進めているところでござい

ます。

しかし、建築確認の許可が下りる時期が年末年始をはさみますので、ちょっと不透明な点がございませう。仮に、年明けすぐに建築確認が下りれば、1月下旬に入札、仮契約の後、2月上旬に臨時議会の開催をお願いし、契約案件の議決をいただき、本契約、工事着工にしたいと思っております。

建築確認の許可が1月の中旬以降にずれ込めば、2月上旬に入札、仮契約、2月中旬に臨時議会の召集をしていただき、議決、その後、本契約、工事着工というふうを考えております。

先ほど申し上げましたが、工期は1年程度確保したいと思っておりますので、再来年、30年の2月までの間には完成を見たいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 7ページ、債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3表債務負担行為補正、京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうちの平成27年度同意債に係る元利償還金、この内容についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

第3表債務負担行為、補正の追加でございます。

京築市町村圏事務組合に対する負担金のうち、平成27年度同意債に係る元利償還金として663万2,000円の計上をさせていただいております。

この債務負担行為は、平成27年度に京築広域圏消防本部が災害対応特殊緊急自動車及び救急工作車の購入に要した費用を起債したことに伴いまして、その元利償還金の吉富町負担分について計上したものでございます。

今年度から平成32年度までの期間で支払うこととなりますので、この金額につきまして、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 8ページ、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債を今回また補正されているわけですが、まず1つ、追加のほうで利率、償還の方法というふうにもいろいろたっておるわけですが、償還の方法の中で、例えば繰上償還とか、借りかえ、こういうことを過去に行ったことがあるのかちょっと具体的に何かわかりやすい説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

過去に繰上償還等があったかどうかということのお尋ねでございますが、私が記憶している範

困ではないと思いますが、それよりさかのぼった過去にはあったかもわからないというところがございます。

以上でございます。

○議員（2番 山本 定生君） 借りかえは。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 済みません。借りかえにつきましても、私が知っている限りにつきましてはなかったと思います。過去につきましては、どうであったかというのは、今、不明でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、この地方債につきまして、まず充当率、この2つに関しての充当率と交付税の参入率と償還期間、借りる期間、こちらについて幾らぐらいを予定しているのか。

あと、その交付税の多分参入があるんだと思うんですが、その交付税というものには明細がついて、この起債に関しての交付税ですというふうに書かれているのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、今回の第4表の地方債の補正の最初が追加でございます。

起債の目的として書いていますが、一般単独事業債ということで、限度額は1億2,780万円でございます。これにつきましては、役場庁舎の増改築事業に伴う起債でございます。防災拠点として今回整備する3階部分以外の部分にかかる部分の財源として活用しておるものでございます。

庁舎の建設につきましては、原則としましては交付税措置があるような有利な起債は活用できません。今回、事業費の75%に充当可能なこういった起債、一般単独事業債、これを活用するのが一般的でございます。

これにつきましては、1年据え置き25年償還を予定してございます。

また、利率等につきましては、昨今、低金利でございますので、最近では1%未満ということが通常になってございますので、同じような率になるのではないかとというふうに思っているわけでございます。

それから、2番の変更です。

緊急防災減災事業債でございます。補正前は限度額が430万円でございますが、変更後の限

度額は8,410万円。よって、7,980万円の増額の変更としております。

これも同じく役場庁舎の増改築事業に伴う起債でございます。防災拠点として整備する3階部分につきましては、財政的に有利な地方債を活用するものでございます。この有利なといいますのが、元利償還金の70%が後年度の基準財政需要額に参入されるということで、手厚い財政措置がなされているものでございます。

先ほどの中で、この交付税の分が、この起債の分で幾らというふうになっているのかというようなことでございますが、一つ一つの起債につきまして、幾らであるというようなことにはなってはございません。

それと、あと同じように、こちらにつきましても、1年据え置き25年の償還ということで予定しております。

利率につきましても、先ほど言いましたように、1%に満たない利率ではないかというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと待ってね。今の、こちら、一般単独事業債の場合はいわゆる交付税措置がないんで、充当率は別として、参入率は0%だと。

この減災事業債の場合は元利75%ということは、充当率でいくとどのくらいになる、参入率でいうとどのくらいになるんです。ちょっと教えてください。この8,410万円、こちらに対してのパーセントか、その辺を詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この緊急防災減災事業債のところなんですけど、この8,410万円、今回の補正で8,410万円が緊急防災減災事業債の上限額となるわけでございますが、それにつきまして、元利償還の70%が後年度の基準財政需要額に参入されるということになってるわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 4回目よ。

○議員（2番 山本 定生君） いや、3回目よ。4回目。

○議長（若山 征洋君） そう。

次に、9ページ、事項別明細書、総括、歳入。10ページ、同じく総括、歳出。次に歳入、11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入、11ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生負担金で1節児童福祉費負担金、教育保育給付費負担金、過年度分とありますが、この下の社会福祉負担金と

障害福祉負担金も同じく、ちょっとこの辺の内容、増額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 上からお答えいたします。

教育保育給付費の負担金、過年度分でございますが、平成27年度の分の追加交付でございます。実績額が6,750万151円でございますが、受け入れが6,547万873円、この差が今年度に受け入れられるものでございます。

次の保険基盤安定負担金でございます。

この分につきましては、127万5,000円の増額となります。保険者へ支援分として2分の1、国庫のほうからいただけるものでございます。

次の障害福祉の分でございます。90万2,000円でございますが、これも平成27年度の国庫の清算に伴う差額をいただけるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のは、またちょっと次の県負担のほうであるんで、その前に、ちょっとごめんなさい、1個聞き忘れちゃった。

11款の分担金及び負担金で、負担金の民生費負担金。ここで児童福祉負担金、町立保育園料、昭和保育園保育料、わかば乳児保育所保育料、町外私立保育園保育料というのが、上の3つは減額、一番下が増額というふうになっているんですが、ちょっとこの辺の詳しい説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

保育料の軽減が拡大したことによる保育料の減、そして、町外私立保育所の増でございますが、町外保育所の利用者が多かったことでございます。

なお、保育料でございますが、3歳未満、0円から4万9,100円になっております。3歳に対しましては、0円から2万8,800円が一番高いランクでございます。その年度によって保護者の方の収入による保育料の算定になっておりますので、現在、11月末で大体今年度はこのくらい保育料が入るものと計算して、今回、これを計上させていただいたわけです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと待って。今の説明だと、その年の親の収入が違うから金額の変更ということではないかな。

町外私立保育園は利用者がふえたからという説明やったね。

上の3つは収入が変わったから金額が減になったということなんかな。それとも、例えば町外私立保育料のように利用者が減だったからなのか、人数的なものはどうなんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

人数的なものではございません。保育料の内訳といいますか、先ほど申したとおり、制度改正による保育料の算定とか、収入による保育料でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県支出金、県負担金で、先ほど同じように児童福祉費、社会福祉費、障害福祉費があるんですが、ちょっとこれらの説明と、この負担金の割合、下の分は4分の1とか、4分の3とか書いているんですが、教育費、保育給付負担金、これが国と県の負担率とか書いていないので、ちょっとその辺も説明ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

上から、児童福祉費負担金でございます。

これも過年度の負担金でございまして、児童福祉費におきましては、国の保育料の単価と町の保育料の単価がございまして、国、県からいただけるのは、国の単価を基準にして、それから、保育料を除外したものを算定しております。

今、補助率はちょっと私、ちゅうで覚えておりませんので、また委員会でも説明させていただきます。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次の社会福祉費負担金です。

保険基盤安定負担金、これは保険税軽減分、これは4分の3です。そして、もう1つは保険基盤安定負担金ということで、保険者支援分の4分の1を県のほうからいただいているものでございまして、いずれも特別会計のほうへ歳出するものでございます。

次の3節の障害者福祉費負担金でございます。

これも過年度清算した分でございます、補助率が2分の1となっております。

次の老人福祉費の負担金です。

これは後期高齢者の基盤安定負担金でございまして、この分は県の後期高齢者のほうから数値がまいりまして、その数値を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この説明欄を読んだだけみたいにしかなんやけんが。

この児童福祉費負担金、国と県であるわけだけど、これ、教育という言葉がついているわけね。ちょっとこの辺の説明をいいですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

教育という言葉がついております。これは吉富町特定教育保育施設利用者負担金というのがございまして、認定こども園は幼稚園・保育園の機能を持ったものでございますので、その分で教育という言葉を使っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 18款繰越金、前年度繰越金という形で今回も5,836万8,000円となっておりますが、この補正を伴って残額が幾らになるんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の歳入の不足分として、一般財源として5,836万8,000円を計上させていただいておりますが、ここまでの合計のところでは6,997万7,000円となるわけでございます。

前年度繰越金の総額は1億2,098万7,000円でしたので、残額は5,101万円となります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど交付税の参入のときに明細はついていないというふうなことをお聞きしたわけですが、緊急防災減災事業債に対してだけになんでしょうけど、ということは、次年度の交付金自体はふえるということでもいいんですよね。ちょっとその確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、地方債の補正ということで、いずれも一般単独事業債のこの分につきましては交付税措置がございませんので、これについては、ふえるということはないんですが、2番の変更しました緊急防災減災事業債につきましては、今回、補正後の金額で8,410万円、要は7,980万円の金額をさらに多く借りるようになります。

その関係で、先ほど言いました70%が後年度に基準財政需要額に参入されるということになりますので、論理的にいきますと、交付税はその分に限ってはふえるということになります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、明細とか、そういうものはないと言われたんで、ふえたのがどこまでなのかははっきりわかりませんが、少なくとも、今言われた70%の部分の交付税というものはこの部分で確実に抑えられるということですね。

ですから、この部分に関しては、確実にこの交付税はこのお金ということでよろしいんですね。それが1点と、先ほど言われました緊急防災減災事業債の場合は、交付税参入が70%だと。ということは、残りの30%については、全額町単費ということで単費の借金。一般単独事業債についても100%借金であるということによろしいでしょうか。ちょっとその1点を確認を。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

緊急防災減災事業債のまとめた1つの起債の中での交付税の参入につきましての数字は、これは明確に出ろうかと思っております。

次に、単独の事業債等につきましては、これは交付税措置がございません。ですから、その分につきまして、起債の償還につきましては、これは単費でということになろうかと思えます。

それと、緊急防災減災事業債につきましても、交付税に参入されない30%分につきましては、一般財源の持ち出しになっていくものと思われま。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。11時30分再開です。

午前11時23分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、歳出に入ります。

歳出15ページから16ページ、15ページ、ありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） お尋ねいたします。

2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費で、13節の委託料、15節の工事請負費の役場庁舎増改築工事に関して、まず、どういうモチーフで、主たる目的、こういうふうなものを建



てたい、そういう狙いがあると思うんですけども、まず、狙いといたしますか目的、機能的なものにしたいとか、この点については、防災の拠点にしたいということが主たる目的のように感じられますが、イメージとしてどういうものをつくりたい、そういう位置づけといたしますか、動機づけといたしますか、そういうものはどういうものだったのか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

横川議員も、今の現庁舎を見て感じてると思うんですが、住民の方が役場に訪れても、待合室もない、相談室もない、会議室もないというような狭い状況でございます。こういった環境をまず改善したいということが第一でございます。

今、防災を叫ばれております。防災拠点としても充実した施設にしたいという思いがございました。そういう2つの思いで今回の増改築を行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 十分理解できましたので結構です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけれども、近隣住民の皆さんに対する説明というか、例えば、3階建てですよね、そうすると、おっという感じにもなるだろうし、日当たりの問題であるとか、あるいは、工事になれば騒音の問題もあるかと思えます。工事車両が出入りするとか。

それで、近隣の皆さんへの説明というのはどんなふうになさるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地元説明会というのは今のところ考えておりませんでした。

ただ、隣接する住民の方と自治会長にはお会いして、お話をしております。3階建てができるということをお会いして話しております。

地区の住民説明会というのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今考えていらっしゃらないということなんですけれども、必要じゃないでしょうか。工事車両が出入りすると思いますし、音がありますよね。必要だと思うんですけど、もう一回お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自治会長と隣接する3家庭には説明をしております。

地元という、ここは広津下地区になるんですが、下地区全体への説明というのは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど同僚議員の質問の中に、目的の中に、現在の庁舎の住民に対する環境が適切でない、よろしくないということでした。

ということになれば、当然、現庁舎をどのようにレイアウトするかということも視野の中に入っているだろうと思います。

それで、ここに概要図をいただいたんです。せっかくなんですが、これ見ますと、予算に関することだけのことで書いとるのはよくわかるんですが、ぜひとも、現庁舎をこのようにしたいと、今回の予算の中に入っていないけれども町民に説明の中にぜひとも入れるべきだろうと思いますので。

この前の全協での資料では、こういうふうにするんだちゅうような話がありましたんで、ぜひともさらなる見取り図ちゅうか、そういうものは資料として出す考えはありますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この前、全員協議会の中で現庁舎の改築についての概要を御説明いたしました。

右側のフロアには住民課と健康福祉課、左側のフロアには産業建設課の場所に上下水道課がおりてくる。玄関入ってすぐ右側の階段を撤去する。そこを住民の皆さんの待合場所にしたいということで、今、概要として考えております。

今後、現町長室を相談室等にもっていきたいと思っておりますが、それをどのように活用するかとか、そこに至る動線とか、あるいは、今、ローウカウンターが役場に2カ所だけあるんですけども、これをもうちょっとふやしたいなというふうにも思っております。

これを、じゃどこに配置するのかというのは、今後、担当課、現課と十分協議して、必要があれば、全庁的な調整会議で十分協議した上で決定をしていきたいと思っておりますので、今の時点で、これをどうするああするという図面はお示しすることはできません。

ただ、こういったレイアウトですよというのは、この前お示したとおりであります。

今後は、詳細については庁内で検討していきたいというふうに思っております。

それについては、課長会においても御報告をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの件なんですけど、課長の先ほどの説明では、工期は1年

程度確保したい、長い期間ですよ。自治会長さんと近隣の3軒については説明していると、ほかの住民の皆さんへの説明というのは考えていないということだったですよ。

長い期間にわたり工事をするわけで、協力を仰ぐ必要がありますよね、住民の皆さんに。そのことも含めて、説明会というのを地元の方にすることは必要ないというふうにお考えなんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 工事車両等が入って近隣の皆さんに御迷惑をおかけいたしますので、業者が決まったら業者の工程を確認した上で、こういった工事をするので交通に支障が起こることもあるということは、住民の皆さんには周知をしたいと思っております。

そういったことで住民の皆さんへの周知をしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員たちの質疑を聞きながら、よく都会のほうで、保育園をつくるのに十分な自治体からの説明がないがために、結局意味が通じず反対運動になってしまうとかいう事例もありますので、ここら辺は、やはり近隣住民だけではなくて、これは吉富町の町民全員の共有の財産でありますので、十分な説明を求めたいと思います。

もう一つ、先ほど同僚議員が聞かれましたように、この庁舎をどのような目的でやられるのかという、手狭であるという、会議室などない、プライバシーがないということで、4年前に、たしか私が一度、事務棟の一部分をフォーユー会館の事務棟のほうに移設すれば、こちらのほうが有効活用できるんじゃないかという一般質問をしました。そのときは、現庁舎を最大限利用するということでした。

その後、手狭であるということで防災倉庫というのもつくりました。しかし、なおかつ手狭であるからということで、今回、増改築になったんだと思います。

この増改築の一番最初の話とか、いつごろからこの話が出てきたのか、計画をされてきたのかということをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この増築につきましては、随分前から増築をできればしたいというふうに思っていたと思います。

たまたま隣接地の住民の方が譲っていただけるという話になりました。それが、去年の12月に譲っていただけるという話になりまして、そこから、じゃ、その場所に庁舎を増築したいという計画を考えました。

そして、3月議会で土地の不動産鑑定と分筆測量の予算をいただきまして、それに基づき土地

の価格を決定し、6月議会で土地の購入費を予算をいただき、地権者と交渉し、売買にまとまったという経緯がございます。

でございますので、この増築につきましては、12月の譲っていただけるという意思を示していただいた時点がスタートになっております。

ただ、以前から、あの土地に増築できればということで、前の町長のときからやはり検討はしてたというふうに私は聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 昨年の12月ごろからということなので、急遽決まったわけではないんでしょうけど、その辺から始まったと。

これ、もともと財政計画上はどのようなスタンスで、財政計画、たしか昨年の末までに立てるということでしたが、12月ということは、もう財政計画のほうがある程度形ができたぐらいのときから、これが考え出したのか、それとも、そこからまたさらに財政計画は見直しをかけて、最終的に出したのがあの財政計画なのかというのが1点と。

もう一つ、今回、先ほども同僚議員が工事の話をしてました、騒音とか何とか。この増改築工事はいつの期間に行う予定なんですか。というのは、この庁舎があいている、開庁時間内に行うのか、そうではないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 財政計画につきましては、12月にそういった方針が決まりまして、それから財政計画に上げていただきました。でありますので、今の財政計画の中には、この庁舎の増改築の費用を含めております。

もう一点目のいつ、休みにするのか、あるいは庁舎が開庁しているときにするのかという話でございます。

増築部分につきましては、庁舎が開庁しているときもしたいというふうに思っております。ただ、この役場の中の改造、特に大きいのが階段を取り除く工事です。これをしてるときは、当然、役場の執務が難しくなりますので、これは休みのときにしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費の選挙費の備品購入費、この辺の内容を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

歳入でもございましたが、7月10日に執行されました参議院議員通常選挙の委託金が確定し、

41万5,000円が増額して交付されることになりました。

これを財源といたしまして、投票用紙計数機を2台購入したいと思っております。現在、計数機は8台所有しておりますが、平成4年に購入した2台が老朽化により故障が多いため、今回、2台を購入したいということで予算を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3款民生費の社会福祉総務費で返還金がありますが、この内容の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

いずれも、平成27年度障害者医療国庫負担金、障害者医療費の県費負担金、障害児入所給付費国庫負担金返還金、同じく県費負担金の返還金でございます。

以上でございます。（「意見」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

返還金の意味ですが、平成27年度の方で補助金をもらい過ぎていたという、精算に伴うものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと細かいのは委員会で。

それと、下の老人福祉費の役務費で、緊急通報電話機取付移転料ってなってる。今回、移転料になってるんですが、この移転料の中身の説明と、現時点で何台設置されているのかということが2点目。

もう一つが、以前、私も質問したことあるんですが、あれは家の中と、もしくはペンダント型も家の目の前ぐらいしか、玄関先ぐらいしか使えない。ということで、今、携帯型の見守りサービスとか、いろいろ始まってるので、そういうのを検討してはどうですかというのを、たしか以前私は投げかけをしました。

そのときに担当課長は、福祉のほうの担当が私のところに順番で回ってくるんで、そのときには、そういうことも一度提案してみたいと思いますという答弁をされました。その後、どうなっているのか、その点、3つお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

緊急通報電話機の取り付け並びに移転です。取りつけたり、部屋の中の移転とかあったり、取り外しもこれに含んでおります。これが、今回、15万5,000円の補正をさせていただいております。

次に、今、何台利用しているかということでございましたけど、直近の数字では99台でございます。当初、ことしも10台ほど購入したんですが、利用者がふえたちゅうことで、従前だったら、前外した電話機型の装置を利用してたんですが、その電話機が耐用年数が過ぎておりますので、順次、最新型の分離型の分にかえております。

そして、緊急通報のペンダント型でございますが、これちょっとテストしてみたら、庭程度だったら通じるということでございます。

そして、これ、豊築管内で共同でやっております。会議の中で、消防署にメインのコンピューターを置いてやってるんですが、この分につきましても、今言われたとおり、24時間体制どうするんか、将来的には、今言われたとおり、警備保障会社もそういう分野に進出しております。

やはり豊築管内で足並みをそろえてしましうちゅうことになっておりますので、従前の形をまだとらせていただいております。

何分、救急車と直接結んでおりますので、緊急通報をすれば、消防のほうはいつでもできる体制となっております。その間に、緊急通報の協力者、近所の方とか子供さんに、本人に状況を把握しながら、それでも連絡がとれない場合は、直ちに救急車の出動をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のよくわからなかった。

一つ、僕が聞いた中で答えてないんですが、吉富町が当番のときに提案をしたのか、せんやったのかという話。

今、全体としてそういう流れになってます。今までどおりの話になってますというのはわかりました。

そうじゃなくて、吉富町が当番のときに提案してみましようねということを当時は答弁されました。結局、こういうのがありますよということを提案はしたのか、しなかったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

私が提案する前に豊前市さんのほうから、そういう業者がございませうちゅうような紹介がございまして、昨年、機械を入れかえるときも、どうしたらいいんかちゅうことでいろいろ議論に

なりましたが、今あるものをなかなか新規に入れかえるのも大変な作業となりまして。

利用者の皆様、この緊急通報になれております。携帯とか、そういうのを利用してる方もおるとは存じますが、例を挙げると、認知症の方に携帯電話を持たせると、どういう理由か知らんけど、それを置いて家から出るとか、そういうようなことも聞いております。

今、やはり町内では、この緊急通報電話が最適と理解しております。

今後、また機械の更新とか、数年後にあると思いますから、その時期にはそういう議論があると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 細かい話はまた委員会でいきましょう。

その後、この下、19節の負担金補助及び交付金で後期高齢者医療費給付費負担金という、負担金という形になっているんですが、この説明と、これはどこに支払われるのか、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 後期高齢者の負担金でございますが、これは、県の広域連合のほうに負担金として出します。全て計算は、後期広域連合のほうから数字が確定値として計上されたものを予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと重度障害者医療対策費で、財源内訳更正をここでかけてるんですが、これは予算組みの時点ではわからなかったのか、それとも、後からこれが国庫支出金として計上されることがわかったのか、それとも入ってくることになったのか、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

34万4,000円の分でございますが、歳入でもございましたとおり、過年度の交付金が入ってきましたので、財源の更正をした次第でございます。

以上です。（「質問と違うやん」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 予算を立てる時点では、この金額はわかっておりません。その後の補助金の精算に伴うものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のところで、18節の備品購入61万5,000円の説明と、19節負担金補助及び交付金のところ、この説明をお願いします。

19節のところは、559万円減ったということですよ。これ一般会計ですよ。ちょっとお尋ねしますが、後期高齢者が減ったんでしょうか、人間が減ったんか、何が減ったんか、それでマイナスの原因ちゅうか、あわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

緊急通報電話機でございます。これは、緊急通報の装置10台分、動きを感知するセンサー10台分、そして先ほど説明したボタンの10個分ございまして、トータル61万5,000円、1戸当たり6万1,500円、そういう計算になると思います。

そして、後期高齢者の医療費の負担金でございますが、これは、市町村療養給付費の負担金の推計の額がございまして、療養給付費の2分の1を町が負担するものでございます。

依然、医療費は伸んでおりまして、高齢者の該当者の方も、人数的には減っておりません。

何で減ったのかというと、広域連合が年間の医療費推計を出します。推計を出して、大体今ごろ、人数的な実績やこのくらいではないだろうかというような、そういう推計値を出しておりますので、ぶっちゃけな話、広域連合のほうが高めの医療費の推計をした、医療費が減ったちゅうことです。推計値より減ったちゅうことです。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ひとり親家庭等医療費支給事業費、ひとり親家庭等医療扶助費、この増額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 増額の説明でございます。

平成28年度につきましては、4月から10月分の医療費は確定しているところでございます。

医療費は、4月から、今請求を受けている11月分まで、例年の医療費よりも増加をしております。今のデータをつかむと、前年対比1.2倍ということで医療費が伸びていることございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その1.2倍伸びているということがわかっているのであれば、分析内容というか、その理由を説明聞きたいのと、当初予算が448万2,000円、それに対して122万円ちゅうたら27.3%の増という、これかなり大きいんじゃないかなと、1.2倍



ではないですよ。

その辺の説明と、あと何件分なのかな、この返還金も含めて、返還金は不交付者は何名だったのか、その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

上からいきます。ひとり親家庭医療費扶助費でございます。増加の原因は、御存じのとおり、医療費は水物でございます。該当者が病院に行けば、それなりの町が負担をするようになっております。

レセプト1枚1枚くぐって、病歴とか、誰々が行ったというそういう分析をすれば、できないこともございますが、そういうような分析はしておりません。

今、手元にあるのは、ひとり親の医療費の実績のみでございます。

当初、少なめに組んじょったというの、一つの原因と思われまして。

そして、次の返還金でございます。

70万8,000円の返還金でございますが、当初、1人6,000円、1,400人を見込んでおりましたが、1,282人が該当をしております。今、何人が申請しなかったちゅうのは手元にはございませんので、また後ほどお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか、19ページ。（「18まだある」と呼ぶ者あり）18ある、18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 児童福祉費の幼保一体化施設こどもの森費で、舞台操作員賃金というのが今回上がっているんですが、これは、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

こどもの森では、生活発表会をやっておりますが、何分、今、こういう発表会、運動会もあわせてですが、1人のお子さんにつき親御さん、じいちゃん・ばあちゃん、平均すると五、六人の方がお見えになっております。

今、吉富保育園に百数十名いるんですが、それ掛ける5になると、どうしてもこどもの森の遊戯室では収容しきれないちゅうか、廊下をはみ出て今までやってたんですが、せっかくこういう発表会をするならば、フォーユー会館の大ホールを使ってという保育士並びに保護者の声がございましたので、急遽、舞台操作の作業員の賃金を計上させていただいた次第です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの臨時福祉給付金のことなんですけど、これ、該当者に一人一人たしか通達は行ってますよね。その辺お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

そのとおりでございまして、個別に通知をいたしております。それでも来ない人にも、また再度、再三通知をいたしますが、中には、こういう給付金は私は辞退するとか、いろいろなもろもろの理由でもらわない方が多分数人はおったと思うんですけど、そういう理由でございまして。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の子ども医療費対策費のところ、扶助費、20節のところ、約1,000万円、当初で入れてあると思いますが、520万円ほど、半分ぐらい上がった理由。

それと、先ほど6目の20節のところ、ひとり親家庭が3割ぐらいふえておるわけですが、内容を分析しないと、そう答えたと思うんですが、これも分析をしないんでしょうか。これからもしないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 子ども医療費の増額でございまして、御存じのように平成28年10月から乳幼児医療費の支給制度が廃止され、子ども医療費支給制度一本に統合されてございます。

乳幼児医療費の給付費を減額して、子ども医療費の分に、今の医療費水準を使って予算を振りかえといたしますか、そちらに移しかえたわけでございます。

そして、医療費の分析でございまして、国保の場合、国保連合会を通じて、疾病分類とか、いろんな分類が行われるんですが、単独のひとり親とか、子ども医療費につきましては、そういう疾病分類、そういうのは行われておりません。

トータル的に吉富町の国民健康保険の中では、どういう病気が多いとか、入院が多いとか、外来が多いとか、そういうのはありますが、先ほど言ったとおり、レセプト1枚1枚めくって、どういう病名が多いのか、どういう原因かちゅうのは今いたしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 改めて分析しないというお答えでしたが、ですから、来年度の新年度予算のときに、前年度の例によってそのまま上げるといって、そういうことになるわけですね。それでよろしいんですね、分析せずに。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） こういう公費医療がふえたということは、御存じのとおり、吉富町は県の制度よりかなり優遇して、なるべく医療費のかからないようになっております。薬をもらうところに行っても、負担はございません。

私が言いたいのは、そういう手厚い公費医療を設けたものでございますので、疾病分類してどういふのが無駄かとかいう、そういう議論じゃないと思います。

やはり該当者の方が医療機関に行きやすいような、そういう環境づくりをしたつもりでございます。

また、新年度予算につきましてはまた、十分検討させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3項母子衛生費のところの講師謝金ってあるんですけども、この内容の説明をお願いします。1回分なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

御存じのとおり、乳幼児健診、乳児、1歳6カ月、3歳児が法定の健診でございますが、吉富町では特別に5歳健診を行っております。

それと、保育所に巡回相談をしております、これにより、保育士、保護者の方から発達個別相談等を受けております。作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士という、なかなか資格者が少ない方々をお願いして、こういう相談をやっております。

相談業務としては1回につき1万5,000円ということになっておりまして、個別相談が回数が増加したものによる補正でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、母子衛生の相談に乗るとか、そういうことですね。医療費の相談に乗るときに、先ほどの件ですが、医療費がぼんと上がったと、予想より上がったという内容を調べずに、仮に調べておれば、こういうときに適切に、御町内ではこういう医療費が上がったと、こういう流れがあるか、ちょっとその辺はわかりませんが、とりあえず分析すれば、そういう母子との医療相談のときに問題がもしあれば、そこに相談の内容をもっとより深くなってできるようなことがあるかと思うんですが、もう一度質問。

これもそういうのには反映されないということになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 医療費とこの相談は別物でございます。これは、発達個別相談

でございます、子供さんの発達状況のそういう把握をするものでございます。

医療費が高い高いというて、反対に病院に行くなちゅうんかと、そういうようなお声があります。

御存じのとおり、あいあいセンターでは、早期発見早期治療ということで、健診を勧めております。そして、あいあいセンターで町内の疾病分類、そういうのを独自に保健師のほうもやっております。

どういう理由で医療費が高くなるかという、いろんな要因がございますが、恵まれた医療環境に吉富町はなっております。先日も、福岡県の国保課の課長が見えて、町長交えてお話しさせてもらったんですが、この近辺の医療機関の充実には目を見張ってました。

もちろん、隣の大分県に行けば、市民病院を初めいろんな専門医もございます。そういうのが医療費の高騰になっておるか、自分たちは分析しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ、ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 農林水産業費で吉富漁港内用地整備工事、こちらを今回整備されるということだったんですが、ちょっと確認したいんですが、これに関しては、今回、5月の県の防災訓練があるのも踏まえて整地されるということだったんで、緊急防災減災事業債じゃないですけど、そういう例えば国の防災に関する交付金とかいうものがないのか、もしくは、県のほうから防災訓練を行うための助成とか、何かそういうものがないのかということが、まず1点と。

これ、今回しなければいけないんですか、どうなんですか、その辺を、2点お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 最初の質問について、総務課のほうが防災担当になっておりますので、お答えいたします。

残念ながらこれに対する防災に関する補助金、起債等はありません。県の補助金も残念ながらありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回の工事について、今すぐしなければならぬのかという御質問ですが、まず平成24年の九州北部豪雨において漁港航路が埋没しまして、その航路の埋没したものをしゅんせつして、本来であれば、沖へ覆砂するところですが、流木等が含まれていることから、海上保安庁から海上への投棄は許可が得られず、仕方なく漁港西側に仮置きをしておりました。

仮置きした砂につきましても、町内等で処分をできればというふうに検討はしておりましたが、

何分、塩分を含んだ砂でありますので、なかなか造成には向かない。

来年ですが、県の防災訓練がある、それに合わせて、訓練する箇所の整地もあわせて覆砂をできればということで、今回予算計上をさせていただいた次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ちょっと待って、しなくちゃいけないのかちゅう質問が中に入った。それに対する、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回、緊急でしなければならない事業ではございませんが、現在、港の南側については雑草が繁茂しております。除草作業は、本来であれば、2万6,000平米の面積がありますので、乗用の草刈り機で効率よくできればいいのですが、なかなか整地がきちんとできておりません。乗用の草刈り機で整地するには、地盤の整地、生成をしなければ手持ちの草刈り機でやるしかございません。

今回、先ほど言いましたように、県の防災訓練があると。訓練の場所として、漁港を使用されると、そういったものを合わせたところで、今回、予算計上をさせていただいたわけであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のところ、説明で災害のときに浚渫したんだと、その中にごみも含まれていましたということだったと思うんです。この1,300万円の中には、中をきれいに分けするの当然含まれているということになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ごみといいます、流木、木片が含まれております。その木片につきましては、除礫を含めて設計を計上するように考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと前後しますが、農地費のところ、その上、19節土地改良事業団体連合会特別賦課金と、それから、農業水利施設保全対策事業負担金、この説明、それぞれお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、土地改良事業団体連合会特別賦課金について御説明いたします。

この負担金につきましては、鈴熊池の漏水対策工事並びに製菓の西側の排水機場の機能保全として、発電機、それから、エンジン、ポンプの更新の事業費として、土地改良事業団体がその土地改良事業に対して、指導、助言、それから、調査、研究、または土地改良事業の設計に当たっ

ての必要な積算の根拠を作成、その団体の運営の一部として負担金を支払うわけでございます。

その2件について、今回、16万7,000円の補正を計上させていただいております。

次に、農業水利施設保全対策事業費負担金につきましては、先ほど言いましたように、排水機場の更新に係る負担金を追加するものであります。この追加につきましては、現在、ポンプの製作までが発注をしております。国の補正で設置費の予算がつかました関係で、町の負担金が、事業費が800万円、その25%で200万円が町として負担をする必要がありましたことから、200万円の補正計上をさせていただいた次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと今、聞き漏らしたんですが、農業水利施設というのは、どこって言われたですかね。けやき通りのどうのとかなんか言われましたかね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 田辺三菱製菓の西側にある排水機場です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 河川海岸費で用排水路改良工事費200万円上がっていますが、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 資料ナンバーの2を御参照ください。

用排水路改良工事は、図面であります1番と2番、まず1番は、鈴熊池の漏水対策工事として、現在、設計をしておるのですが、鈴熊池自体が池の基準に達していない施設があると。それを今回はため池の設計基準に設計を見直しましたところ、当初の予算よりも少し不足が生じたことから、補正計上させていただいたものと、佐井川の堰の護岸のコンクリートが剥離しまして、佐井川は本来は2級河川、県の管理なんです、取水施設である堰の前後、上流は10メートル、下流は15メートルにつきましては、施設管理者が管理しなければならないと。今回、そのコンクリートが剥離したものについて修繕工事をするために、総額で200万円を計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと鈴熊池の漏水対策工事というふうにここで説明ではあったんですけど、今の説明では施設の見直しをしたとか何とか言って、ちょっと詳しく。済みません。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 少し説明が不足しておりました。

現在の池の取水施設の基準が現在のため池の施設基準に適合していない。それに合わせて見直しをしましたところ、現在の予算でちょっと不足をするということで追加で予算計上させていただくものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 昨年から確か鈴熊池、漏水されているとかいって、ちょうど水が入っている間は工事がしにくいとか、いろいろ言われておったみたいですが、今回は漏水の工事ではなくて取水のほうの工事ということなのかな。ちょっとわかりづらい。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 漏水をしている箇所が取水施設の部分から漏水をしているので、一体的に取水施設の周辺を修繕工事をやるということです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 21ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 教育費の中学校工事、学校管理費で、今回、繰出金、地方交付税中学校費豊前市分とありますが、この説明と、この交付税、国から入ってきたお金なのかな。この交付税に豊前市分ですよという、やっぱり明細か何かついているんでしょうか。ちょっとその辺を確認します。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

中学校費のところの繰出金でございますが、この繰出金は、交付税の中学校費、吉富中学校分ですが、基準財政需要額と交付税の交付率等によりまして、豊前市分を算出し、豊前市に返還するものでございます。

あらかじめ豊前市分が幾らというように明記されているものではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番上のところの、19節負担金補助及び交付金で、幼稚園就園奨励費補助金があるんですけど、私の理解では、確か私立保育園に言っている子どもたちに関するものじゃなかったかなと思うんですけど、そうならば、前は国からお金が来ていたと思うんですけど、これを見れば一般財源しか出ていないので、これの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

これは文科省の奨励補助金なのですが、ここで支出で28万4,000円ほど補正をしております。当初、2名分を計上していたんですが、実績で3名ふえまして、計5名分になりましたので、その分の補正になります。

それで、歳入、補助率が3分の1になります。それで、3月の最終補正で歳入のほうは計上したいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの地方交付税、中学校分という説明を聞きました。これは基準財政需要額から算出と言われたんですが、ちょっと1つ例を挙げて確認をさせてほしいんですが、例えば交付税が10億円入ってきますと。そのうちの地方交付税、中学校分は幾らですと仮に設定して算出したという前提であると。何らかの事情で国のほうが今回は交付金が9億円ですと、1割減ったとします。その場合は、この中学校費というのは1割減るんでしょうか、それとも、先にこちらの金額が決まるんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

交付税の額が決まりましたら、それについて、吉富町と豊前市の分で算出の基準がありますので、それに基づいて出すものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、22ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調。

次に、23ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債についてちょっと質問をいたします。

今回、普通債の中で（12）庁舎増改築という、また地方債の新項目ができたわけですが、これらを含めても、さっきの答弁による公債費は平成29年度2億7,000万円ですと今のところ間違いないのであろうかということがまず1点と、28年度末も大体見えてきたと思うんですが、公債費は幾らぐらいを大体想定されているのでしょうか。教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今回のこの補正、（12）のところでは庁舎の増改築というようなことで見込み額が2億760万円というのが増額で上がっているわけですが、これに



つきましては、償還につきましては29年度からの償還になっていくわけでございますので、この28年度についてのそういったことには反映されないということでございます。

以上でございます。（「もう1個あるよ」と呼ぶ者あり）

29年度の当初予算につきましては、こういった起債等の償還につきまして、根拠を出して、それに予算を反映させるというようなことで、まだ当初予算については反映されておられませんので、今後、編成していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、一応、前回の答弁では2億7,000万円は今の時点ですよという確か答弁だったと思うんです。ということは、これはまた変わる可能性があるということによろしいでしょうか。確認します。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 金額につきましては、変わっていく可能性は十分あると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 23ページ、24ページ、25ページ、26ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

以上で暫時休憩に入りたいと思っております。再開は13時15分でございますがどうか。15分。

午後0時29分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

.....

日程第7. 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、6ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険制度関係業務事務業務補助金で、こちらのほうでマイナス、減額となっていますが、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

平成30年度から県における国民健康保険事業が行われます。その国保納付金の標準システム改修分の歳出に伴う補助金の減でございます。

なお、この改修に伴う補助率でございますが、10分の10でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） システム改修の減というのはちょっとわかりにくいんで、入札の減なのか、例えば買ったものの減なのか、ちょっとその辺を教えてほしいのを1点と、今、説明で平成30年度から県へ移管という、そういうことで進んでいると思うんですが、今現在、県とはどの程度話が進んでいるんでしょうか。これは、いつまでにどういうふうに決まるんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

ただいま県とのいろんな協議の中で、今、決まっていることは税率の統一化を直ちに図らないということが決まっております。そして、もちろんですが、平成30年4月から県と町が共同で国保運営を行うことというのが決まっております。

この補助金の減額でございますが、後ほど歳出で出てきますが、電算システムの改修業務の委託料に伴う分の減額でございます。

減の理由でございますが、電算改修は随契でやっておりますので、その契約の減額に伴うものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、説明の中でわかりづらかったんですが、税率の統一はしない、すぐには行わないということが今時点では決まっていることだということだったね。それはわかりました。

平成30年度には移行する、これもわかりました。

どの程度のときに、どういうふうになるのか、町民にお知らせできるのはいつの時期なのか、その辺のことを教えてほしいです。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町民にいつお知らせするかといえば、国保だよりで平成30年度からこういう制度改正があるということは既にお知らせしております。

詳細につきましては、県との協議が整った状況でございます。今、県とでいろいろな取り決めとか、スケジュールを調整中でございます。最終的には来年の12月ごろには大まかなスケジュールができると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 7ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 繰越金で、その他の繰越金というのがありますが、繰越金、この繰り越しを行ったあとに残額は幾らぐらいになるんでしょうかというのがまず1点と、仮に、この繰越金がなくなった場合、足りなくなった場合というのはどうなるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

繰越金は底をついております。繰越金が底をついて、今後どうするかというと、それは基金の取り崩しになると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そこをついているということですから、今後は残る負担、できることというのは基金であろうということで基金を取り崩す。

では、仮に基金までもなくなった場合はどうなるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 基金がなくなってどうなるかという、次年度からの充用ちゅうのがありますよね。次年度の予算を食いつぶすような、そういうような形になると思います。  
以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 確か国保会計は町からの参入がなくなる、町から入れなくてよくなったということで、先日の質問のときには、国保会計は十分やっつけていけるという説明だったと思うんです。それが、もう既に基金は底をついているというような形で、これは健全な形なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 基金は底をついておりません。先ほど言ったとおり、平成30年度ですね。（「ごめん、繰越金ね」と呼ぶ者あり）繰越金は確かにございませんが、平成30年度に県と共同でやっていきます。残すところ29年度1年分でございしますので、どうにか耐えきれると私は確信をしております。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出8ページ、9ページ、10ページ。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、11ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第8. 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、6ページ。

次に、歳出、7ページ。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第9 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）**  
**について**

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

事項別明細書、総括、歳入、4ページ。

同じく、総括、歳出、5ページ。

次に、歳入、6ページ。

歳出、7ページ。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に8ページ、給与費明細書。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第10. 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画書、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、5ページ。

給与費明細書、6ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第73号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時28分散会

---